

軽自動車税のグリーン化特例の延長

平成28年度の税制改正で、グリーン化特例(軽課)の特例措置が1年延長になりました。これにより、平成28年4月1日から29年3月31日の間に新規検査を受けた三輪と四輪以上の軽自動車(新車に限る)で、次の基準を満たす車両は、29年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例が適用されます。

●軽自動車税などの廃車・名義変更はお早め!

軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有している人に課税されます。廃車、名義変更や転出をする場合は、3月31日(金)までに手続きをしてください。

●税務課町民税係

☎985-4110

軽自動車税は
4月1日現在の
所有者に
課税されます。



車両区分	年税額				
	①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減		
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円		
軽四輪以上	自家用	貨物	1,300円	2,500円	3,800円
		乗用	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	貨物	1,000円	1,900円	2,900円
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円

※①電気自動車・天然ガス軽自動車(21年排出ガス10%低減) ②乗用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ32年度燃費基準+20%達成車、貨物用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ27年度燃費基準+35%達成車 ③乗用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)かつ32年度燃費基準達成車、貨物用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ27年度燃費基準+15%達成車

軽自動車などの 廃車・名義変更は3月31日(金)までに

車種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車(125cc以下) 農耕用作業車 小型特殊自動車 ミニカー	税務課町民税係 ☎985-4110 ※転出の場合は転出先の市町村	①印鑑(シャチハタ不可)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】 ②車台番号の分かるもの(自賠責保険証書など) ③ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)
軽二輪車(125cc超~250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076	①自動車検査証(250cc超以上の場合) ②印鑑(シャチハタ不可)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの。廃車の場合は検査証欄の使用者と所有者のもの】 ③住民票(3カ月以内のもの) ④ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合) ⑤自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎050-3816-3124	

※ 持参するものは申告先で異なることがあるので、事前に確認してください。

農業者の皆さんへ

収入保険制度が始まります

平成30年度からの予定で、青色申告を行う農業者を対象とした「収入保険制度」が始まります。この制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補償する仕組みです。制度実施初年度から加入するには、29年分の青色申告が必要です。新たに青色申告を始める人は、個人の場合、3月15日(金)までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

●愛媛県農業共済組合伊予支所 ☎982-0534



確定申告はお済みですか

3月の確定申告の相談日程は次の通りです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

【役場申告会場】

▼日時 3月15日(水)までの9時~11時30分、13時~16時

※土・日曜日は除きます。

▼場所 役場2階大会議室

※役場正面玄関は7時30分に開きます。混雑により、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

【各地区公民館・集会所】

期間	9時~11時30分	13時~16時
3/1(水)	塩屋	昌農内
2(木)	南黒田	西高柳
3(金)	新立	西古泉
6(月)	本村	筒井
7(火)	宗意原	北黒田

●松山税務署(自動音声案内)

☎941-9121

●税務課町民税係

☎985-4110

固定資産価格などの縦覧ができます

平成29年度の固定資産(土地・家屋)の価格などを縦覧できます。縦覧により、納税者が所有する土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額が比較でき、評価額が適正かどうかを確認できます。

▼閲覧期間 4月3日(月)~5月1日(月)

▼閲覧場所 税務課11番窓口

▼対象者 縦覧を希望する固定資産の納税者、納税管理人、代理人

▼持参するもの

①印鑑

②本人確認のできるもの

※運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせください。

③代理の場合は所有者の委任状

④29年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

●税務課資産税係

☎985-4111

聖浄苑の納付方法などが変わります

伊予地区広域斎場「聖浄苑」を使用する場合の納付方法などが、4月1日から変わります。

▼使用料について

施設を利用する日に直接、役場ではなく、聖浄苑へ使用料を納付するようになります。

▼手続きについて

通常は役場に使用許可申請書を提出する必要がありますが、次に該当する場合は、役場で手続きをすることなく、直接聖浄苑で手続きをすることができます。

①他市町村(伊予市・砥部町は除く)で火葬許可証が交付された場合
②手術肢体、産汚物を火葬する場合
③目的外使用をする場合

※この他、申請の際に提出書類が必要となる場合がありますので、事前に聖浄苑にご相談ください。

●伊予消防等事務組合事務局

☎982-0119

☎983-5566

●町民課住民係

☎985-4105

▼申告した所得は

次の申請などのために必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となる大切な資料です。

- ・国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき
- ・児童手当を受けるとき
- ・国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ・保育所の入所申請をするとき
- ・奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ・公営住宅を申し込むとき
- ・金融機関などから融資などを受けるとき

▼申告に持参するもの

- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・税務署から申告書が送付された人はその申告書
- ・所得の計算に必要な書類(年金や給与の源泉徴収票など)
- ・医療費の領収書(集計をしてきてください)
- ・社会保険料(国民健康保険料)控除証明書や領収書
- ・健康保険料負担額の方の支払証明書や領収書
- ・生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ・障がい者手帳など
- ・還付金の受取口座(本人名義)が分かるもの
- ・申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)の写し
- ・申告者の身元確認ができるもの(運転免許証など)の写し(代理のときは代理人の身元確認ができるものの写しも必要)

まさきの ecology 生活

不用品リユースの活用を

ごみの中には、未開封で捨てられているものや手入れすれば使えるものがあります。捨てる前に、役場の「不用品リユースコーナー」を利用しませんか。

不用品リユースコーナーって？

使用可能な不用品を、捨てる前に町で引き取り、コーナーに展示。展示を見てそれらを必要とする人にリユース(再利用)してもらいます。

- **利用時間** 8時30分～17時15分 (土・日曜日、祝日を除く)
- **利用場所** 役場1階ロビー
- **対象品** 多少の傷があるけれど清潔で使用可能な椅子・家具類・ベビー用品、2～3回着ただけの衣類など(まずはご相談ください)
- **利用料** 無料
- **提供方法** 事前に申請書を町民課に提出し、受け入れ日を確認後、持ち込んでください。
- **受け取り方法** コーナーに備え付けの申請書を町民課に提出し、受付番号を入手してください。町民課からの連絡後、承諾書を提出して受け取りしてください。
※ 抽選の場合があります。
- **申込先・問い合わせ** 町民課ごみ対策係 ☎985-4117

持ち込みごみの分別を

伊予地区清掃センターに、持ち込みができるのは可燃ごみだけです。

先日、焼却炉に鉄板が入っているのが発見されました。これは、焼却炉の故障につながり、可燃ごみを処理できなくなります。分別をきちんとし、可燃ごみだけ持ち込みましょう。

町民課ごみ対策係 ☎985-4117

引っ越しなどで住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出をしてください。住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録し、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

▼ 届け出期間
・転入届と転居届：新しい住所地へ住み始めた日から14日以内
・転出届：引越予定日のおおむね1カ月前から受け付け

▼ 受付時間 平日8時30分～17時15分

※ 届け出に伴い、他課で手続きが必要な人は早めに来庁してください。

町民課住民係
☎985-4105

届け出が必要なとき	届け出方法
町外へ転出するとき	松前町で「転出届」を出した後、交付される転出証明書を持って転出先で「転入届」を出す
町内へ転入したとき	転出証明書と通知カード(マイナンバーカード)を持参し、松前町へ「転入届」を出す
町内で異動したとき	松前町で「転居届」を出す

町民課住民係
☎985-4106
松山西年金事務所国民年金課
☎925-15175

届け出が必要なとき	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金、共済年金加入者を除く)	・印鑑 ・学生証(学生納付特例の申請者のみ)
退職したとき (厚生年金、共済年金加入者のみ)	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険資格喪失証明書

住民登録を忘れずに

国民年金の届け出を忘れずに

忘れずに受けましょう 狂犬病予防注射

◆料金

- ①すでに登録している場合 **3,000円**(注射料金)
- ②新規に登録する場合 **6,000円**(注射料金+登録料3,000円)



◆狂犬病予防集合注射日程

4/5 (水) 岡田校区		4/6 (木) 松前校区		4/7 (金) 北伊予校区	
9:00～9:20	大間教深寺前	9:00～9:15	南黒田公民館前	9:00～9:30	中川原公民館前
9:25～9:50	上高柳集会所前	9:25～9:50	北黒田公民館前	9:40～10:00	徳丸集会所前
10:00～10:20	恵久美集会所前	10:00～10:15	西公民館前	10:10～10:25	出作集会所前
10:30～10:50	北公民館前	10:25～10:40	新立住吉神社前	10:35～10:55	東公民館前
11:00～11:20	西高柳集会所前	10:50～11:20	松前公園老人広場	11:05～11:20	鶴吉公民館前
13:20～13:40	北川原集会所前	13:20～13:45	松前駅前	13:20～13:35	永田公民館前
13:50～14:05	塩屋集会所前	13:55～14:10	本村えびす神社前	13:40～13:55	横田公民館前
14:15～14:40	西古泉公民館前	14:20～14:40	古城幼稚園前	14:00～14:15	大溝公民館前
				14:20～14:40	東古泉公民館前

町民課生活環境係 ☎985-4117

犬の飼い主には、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。日程内ならどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けましょう。登録済みの人は、3月中旬にお送りする案内はがきを持参してください。

- ◆ **注意事項** ・首輪をして、ふん便の始末袋を用意してください。
- ・持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院でも受けることができます。
- ・犬を押さえることができる人が連れてきてください。
- ・登録内容に変更(犬の死亡・飼主の変更・住所変更など)がある場合は、必ず事前に町民課へ連絡してください。



松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

高齢者などが避難を開始する段階を明確に

「避難準備情報」などの名称が変わります

国は、高齢者や配慮を必要とする人が避難を始める段階を明確にするため、「避難準備情報」などの名称を変更しました。

この変更は、昨年8月に起こった「平成28年台風第10号」で、岩手県にある高齢者グループホームの入居者9人全員が、逃げ遅れて亡くなってしまったこと、高齢者の被災が相次いだことが背景にあります。

今後、町長による避難準備と避難勧告、避難指示については、次の名称となります。この機会に、家族のみんなで、避難を始める段階を話し合っておきましょう。

変更後

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告

避難指示(緊急)

変更前

避難準備情報

避難勧告

避難指示

▶ **避難準備・高齢者等避難開始** いつでも避難ができる準備を行い、避難に時間がかかる人(高齢者、障がいのある人、乳幼児を連れてくる人など)は避難を始めましょう。

▶ **避難勧告** 避難場所へ避難しましょう。地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難しましょう。

▶ **避難指示(緊急)** すぐにそこから避難しましょう。外出すると命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な所に避難しましょう。

4月から子育て支援充実のため
子育てに関する窓口が一つになります

子育て支援を充実させ、「安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり」を進めるため、4月から、別窓口だった保育所と幼稚園の入所(園)申込みなどの窓口を集約します。窓口変更に伴い新たな手続きは必要ありません。

▼窓口を集約するメリット

町民の皆さんが、窓口を迷うことなく手続きができ、利用しやすくなるだけでなく、子育てに関する情報が集約されるので、サービスの充実と事務の効率化が図れます。

※小中学校に関する手続きは、4月以降も学校教育課(4階)で行います。

子育てに関する窓口(1階)

現在の福祉課児童福祉係の業務
(保育所入所、児童手当、児童クラブに関する手続きなど)



現在の学校教育課の業務の一部
(幼稚園に関する手続き(入園、幼稚園就園奨励費)など)

福祉課児童福祉係

☎985-4114

学校教育課学校教育係

☎985-4134

4月から町内の医療機関が追加
伊予地区「休日在宅当番制度」が変わります

「休日在宅当番医制度」は、日曜や祝日の昼間に、入院や手術が必要でない初期の措置の患者を受け入れる制度です。伊予地区では、4月から町内の医療機関が加わり利用しやすくなります。日程は、4月からの広報お役立ちカレンダーか町ホームページをご覧ください。

健康課保健センター係

☎985-4118

4月から

松前町・伊予市・砥部町の37協力医療機関が当番制で病院を開け、患者を受け入れ。



今まで

伊予市・砥部町の協力医療機関が当番制で患者を受け入れ。

松前・宗意原統合保育所

名称募集



応募期間▶▶▶

3月1日水 ⇨

3月31日金

※ 応募は1人1枚とします。

平成29年10月
開園予定

応募方法 応募用紙に①名称②理由③住所、氏名、連絡先を記入し、郵送、メールするか、応募箱に投函ください。

- 応募先** 【郵送】 〒791-3192
伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町役場福祉課児童福祉係 宛
- 【メール】 152jidof@town.masaki.ehime.jp
件名：統合保育所名称
- 【応募箱】 役場1階ロビー、福祉課窓口、町立保育所、子育て支援センター(総合福祉センター内)、児童館、文化センター、松前公園体育館、東・西・北公民館、エミフル MASAKI (エミフルコート)

選考と発表方法 町長などが厳正な審査を行い、後日ホームページと広報で結果を発表。採用者には記念品を贈呈します。

その他 保育所名称に関する一切の権利は町に帰属します。個人情報 は本目的以外で使用しません。

福祉課児童福祉係 ☎985-4114